

○岐阜県家庭教育支援条例

清流の国ぎふ

子どもたちの健やかな成長に
喜びを実感できる岐阜県の実現を目指す

みんなで家庭教育！



「家庭教育を实践する日」は、毎月第3日曜日（家庭の日）と「8」のつく日（早く家庭に帰る日）です。

岐阜県家庭教育支援条例には、こんな思いが込められています。

父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有し、基本的な生活習慣、自立心、自制心、道德観、礼儀、社会のルールなどを身に付けさせるとともに、心身の調和のとれた発達を図ることが求められています。これらは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものです。

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言えます。

岐阜県では、豊かな自然、歴史、文化や伝統はもとより、三世代同居の割合が高いことなどの環境の中で家庭教育が行われてきました。しかし、社会が変化している中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。また、他人の子どもの注意できないなど、地域の教育力の低下も指摘されています。

このような中、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支えていくことが必要です。

各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することで、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現を目指して、この条例を制定します。

岐阜県家庭教育支援条例を知っていますか



Q1. 家庭教育支援条例は、いつできましたか？

A1 平成26年12月22日に公布，施行されました。

子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与することを目的として条例ができました。

Q2. この条例において「家庭教育」とは？

A2 この条例において「家庭教育」とは，保護者がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え，育むことをいいます。

（・基本的な生活習慣・自立心・自制心・善悪の判断・挨拶及び礼儀・思いやり・命の大切さ・家族の大切さ・社会のルール）

この条例において「子ども」とは，おおむね18歳以下の人です。

Q3. 家庭教育に取り組むのは，誰ですか？

A3 子どもの教育については，保護者が第一義的責任を有します。保護者が基本的な生活習慣，自立心，自制心，道徳観，礼儀，社会のルールなどを自主的に教え，育むことができるよう，社会の全ての構成員が，相互に協力しながら一体的に取り組めます。

保護者の役割 子どもに愛情をもって接し，子どもの基本的な生活習慣の確立，自立心の育成，心身の調和のとれた発達を図り，自らが親として成長していくよう努めます。

祖父母の役割 家庭の教育力の低下を補うため，保護者と協力しながら，家庭教育に積極的に協力するよう努めます。

地域住民等の役割 互いに協力し，家庭教育を行うのに必要な地域環境の整備に努めるとともに，地域の歴史，伝統，文化，行事等を通じて，子どもの健全な育成に努めます。地域活動団体は，家庭，学校等と連携し，家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めます。

学校等の役割 保護者，地域住民等と連携して，基本的な生活習慣を身に付けさせ，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。学校等は，県や市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めます。

事業者の役割 職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めます。事業者は，県や市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めます。

Q4. 県は，どのような取組をしますか？



A4. 県は，家庭教育施策を総合的に策定し，実施します。市町村，保護者，地域住民，地域活動団体，学校等，事業者その他の関係者と連携して取り組めます。

【具体的施策】

- | | | |
|--------------------------|---------------|---------|
| ○親としての学びを支援する学習の機会の提供 | ○親になるための学びの推進 | ○人材の養成等 |
| ○保護者，地域住民，学校等の連携による活動の促進 | ○相談体制の整備等 | ○広報及び啓発 |
| ○団体活動の促進 | | |
| ○家庭教育を実践する日 | | |

「家庭の日」「早く家庭に帰る日」を「家庭教育を実践する日」とし，啓発活動その他の事業を実施します。

○家庭教育にかかわる法律等

「教育基本法」等の法律や県条例において、家庭教育の定義やその支援のあり方が定められています。以下、主な法律、条例を抜粋して示します。

「教育基本法」（平成１８年法律第１２０号）

（家庭教育）

第１０条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２ 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第１３条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

「社会教育法」（昭和２４年法律第２０７号）

（国及び地方公共団体の任務）

第３条

３ 国及び地方公共団体は、第１項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第５条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。



「岐阜県家庭教育支援条例」 （平成２６年条例第８３号）

（目的）

第１条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、地域住民、地域活動団体、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え、又は育むことをいう。

- 一 基本的な生活習慣
- 二 自立心
- 三 自制心
- 四 善悪の判断
- 五 挨拶及び礼儀
- 六 思いやり
- 七 命の大切さ
- 八 家族の大切さ
- 九 社会のルール

２ この条例において「子ども」とは、おおむね１８歳以下の者をいう。

３ この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１０条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動を行うものをいう。

４ この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、子どもの教育については保護者が第一義的責任を有するものであるとの基本的認識の下、保護者が基本的な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルールなどを自主的に教え、又は育むことができるよう、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村に対する支援)

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもに愛情をもって接し、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

(祖父母の役割)

第7条 子どもの祖父母は、家庭の教育力の低下を補うため、保護者と協力しながら、家庭教育に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに必要な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、家庭及び学校等と連携して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民等と連携して、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、多様な労働条件その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びを支援する学習の機会の提供)

第11条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。以下この条において同じ。）を支援するため、親としての学びの方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びができるよう、講座の開設その他の保護者の学習の機会を提供するものとする。

(親になるための学びの推進)

第12条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。以下この条において同じ。）を支援するため、親になるための学びの方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、学校等が行う子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会の提供を支援するものとする。

(人材の養成等)

第13条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

(保護者、地域住民、学校等の連携による活動の促進)

第14条 県は、保護者、地域住民、学校等その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(相談体制の整備等)

第15条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第16条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の重要性並びに家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、県民の理解を深め、意識を高める啓発を行うものとする。

(団体活動の促進)

第17条 県は、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(家庭教育を实践する日)

第18条 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を实践する意欲を高めるため、岐阜県家庭の日を定める条例（昭和42年岐阜県条例第11号）第2条第1項に規定する家庭の日及び安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（平成19年岐阜県条例第11号）第6条第3項第1号に規定する早く家庭に帰る日を家庭教育を实践する日とし、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第19条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年度、議会に対し、家庭教育の支援に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

「岐阜県青少年健全育成条例」（昭和35年条例第37号）

(基本理念)

第3条 青少年の健全な育成は、青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標を持つて心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行われなければならない。

(県民の責務)

第5条 すべて県民は、常に青少年の健全な育成を図るよう努めなければならない。

2 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的役割を担うことにかんがみ、青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもつてその育成に努めなければならない。

「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」(平成19年条例第11号)

(大切にしたいこと)

第2条 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県をつくるため、次のとおり考え、その考えを大切にします。

- 一 子育てにやさしい社会をつくります。
- 二 地域で子育てを支えます。
- 三 仕事と家庭をともに大切にします。

(地域で支える子育て)

第4条 子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域では、世代を超えて、子育て家庭が気軽に相談をしたり、安心して子どもを預けることができる取組などを行います。

2 県は、市町村、学校、保育所、子育て家庭を支援する団体などとともに次のとおり取り組みます。

- 一 子育てについての相談の場や情報の提供をします。

(父親、母親その他の保護者の役割)

第6条 父親、母親その他の保護者は、子育てにおいて家庭が大切な役割を担うことを認識し、次のとおり取り組みます。

3 県は、次のとおり取り組みます。

- 二 その他父親、母親その他の保護者が家庭における役割を担うために必要なことを行います。

家庭教育学級運営マニュアル

みんなで子育て

発	行	平成23年3月 岐阜県教育委員会
改訂版発行		平成30年3月 岐阜県環境生活部
令和改訂版発行	令和 4年3月	岐阜県環境生活部

問い合わせ先 〒500-8570
岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県環境生活部環境生活政策課
TEL：058-272-8752
FAX：058-278-2605